

選定療養費のお支払いについて

土浦協同病院は、県から指定された救命救急センター（三次救急医療施設）として、24 時間体制で救命処置や入院を必要とするような重篤・重症患者さんの受け入れを行っています。しかし、夜間・休日に多くの緊急性を認めない患者さんが受診しており、重症患者への対応に支障が出ています。このままでは本来の救命救急センターとしての機能を維持することが困難となりつつあります。

上記の事情をご理解いただいたうえで、下記の通り医療費とは別に「選定療養費」をお支払いいただくことになりました。地域の救急医療を守るため、皆様に安全で質の高い医療を提供するためのやむを得ない対応ですので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

金 額 | 11,000 円（税込）

徴収開始日時 | 令和 6 年 12 月 2 日 8:30 ~

※原則として以下に該当する方から選定療養費はいただきません

- ・ 受診後そのまま入院される方
- ・ 中学生以下の方
- ・ 他院から救急外来受診のための紹介状を持参された方
- ・ 当院受診中で症状増悪により救急外来の受診が必要となった方
- ・ 医師による救急処置を行った方
- ・ 当院で当日受診があり、症状増悪によって時間外に再受診された方
- ・ その他診察した医師が「緊急性がある」と判断した方

選定療養費についてのお問い合わせは、以下の時間帯に医事課までお願いします。

【平日】 9:00 ~ 16:00 【電話番号】 029-830-3711（代表）

選定療養費は厚生労働省から徴収を義務化されている制度です